



事務連絡（保 22）
平成18年4月26日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石井正



健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書の取扱いについて

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表等の改正において、入院時食事療養費の取扱いが1食あたりの費用を設定し、3食を限度として実際に提供された食数に応じた評価となり、労災診療費算定基準においては、改正後の「食事療養の費用額算定表に定める金額の1.2倍」により算定するものとなり、平成18年3月31日付日医発第1152号(保189)にてご連絡申し上げたところであります。

健康保険においては、入院時食事療養費の取扱いの変更に伴い、診療報酬明細書の様式が変更されました。労災保険においても診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要がありますが、当分の間、現行の診機様式第2号及び第4号を使用し、様式を改訂するまでの間は、下記のとおり取り扱うこととなり、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐より関係機関へ事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願いいたします。

記

1. 「**97** 食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読替える。
2. 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読替える。

<添付資料>

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて
(平18.4.25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐)

〔※なお、事務連絡中の同封資料『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について(平成18年3月30日付け保医発第0330006号)』の添付は、省略させていただいております。〕

事 務 連 絡

平成18年4月25日

都道府県労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）
（ 契 印 省 略 ）

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費
請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

今般の健康保険診療報酬点数表等の改正に伴い、診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要が生じたところですが、当分の間、現行の診機様式第2号及び第4号を使用することとし、様式を改訂するまでの間、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務処理に支障が生じないように、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、平成18年3月30日付け保医発第0330006号『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について』を同封いたしますので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

記

- 1 「⑨7食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読み替えることとする。
- 2 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読み替えることとする。